

要介護認定を受けている方の障害者控除について

本人、または控除対象配偶者や扶養親族が税法上の障害者に当てはまる場合、確定申告などにより所得税や住民税（市民税・県民税）の控除を受けることができますが、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていない方でも、要件を満たす場合、「障害者控除対象者認定書」を確定申告などの際に提示することにより障害者控除を受けることができます。

確定申告などを行う予定のない方は申請の必要はありません。

申請の必要がない方は下記の要件が考えられます。

- ① 所得税の確定申告の必要がなく、住民税（市民税・県民税）、森林環境税が非課税の方で、かつ税法上の控除対象配偶者や扶養親族ではない方
- ② 既に身体障害者手帳などの交付を受けており、「障害者控除対象者認定書」による認定が必要ない方

1 対象者（申請日時時点で豊川市に住所がある65歳以上の方で、認定基準日において、次の(1)～(3)の要件をすべて満たす方）

(1) 要介護1～5の認定を受けている方

(2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない方、及び原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の規定による認定を受けていない方

※ただし、上記の障害者手帳などによる普通障害者控除対象者のうち、本制度により特別障害者控除の対象になる方については申請を行うことができます。

(3) 有効期間に認定基準日を含む要介護認定が行われた際の主治医意見書の内容により審査します。

審査の結果、認定対象者と認められたときは、障害者控除対象者認定書を交付します。

認定対象者と認められないときは、障害者控除対象者非該当通知書を交付します。

2 認定基準日

申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果をもとに認定します。ただし、対象の方が年の途中で亡くなられた場合は、死亡日を基準日とします。